

経 済 産 業 省

公 印 省 略
20260805 中第 7 号
令和 8 年 8 月 7 日

各府省等の長 殿

経済産業大臣

令和 8 年熊本地震により被災した地域の中小企業・小規模事業者
に対する官公需契約における配慮について（要請）

官公需における中小企業・小規模事業者の受注機会の増大につきまして、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）に基づく「令和 8 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和 8 年 4 月 21 日閣議決定。以下「基本方針」という。）においては、国等は、被災地域等の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するための措置を講ずるものとするとしています。

つきましては、令和 8 年熊本地震により甚大な被害が発生したことを受け、各府省庁等における官公需の発注に当たり、被災地域の中小企業・小規模事業者に対し、基本方針第 2 の 4（1）①から④までに定める下記の事項について、特段の配慮をいただくとともに、受注機会の一層の増大に向けた取組を改めてお願いいたします。

また、本内容に関しては、所管各部局（地方支分部局を含む。）及び独立行政法人等の契約担当窓口に至るまで周知徹底を図っていただくようお願いいたします。

記

1. 官公需相談窓口における相談対応

国等は、官公需相談窓口において、被災地域の中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応し、その受注機会の増大に努めるものとする。

2. 適正な納期・工期の設定及び迅速な支払

国等は、被災地域における物件等の発注に当たっては、中小企業・小規模事

業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、支払については、発注にかかる工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに行うものとする。

3. 地域中小企業の適切な評価

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、緊急性、迅速性が損なわれないよう配慮しつつ、地域の建設業者等を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる役務及び工事等において適切な地域要件の設定、地域への精通度等、地域企業の適切な評価等に努めるものとする。

4. 適切な予定価格の作成

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、当該地域における需給の状況等を踏まえ、基本方針第2の2（1）に掲げる留意点が反映された、適切な予定価格を作成するものとする。

（参考）令和8年度中小企業者による国等の契約の基本方針

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

2 官公需における価格転嫁・取引適正化のために講ずる措置

（1）適切な予定価格の作成

① 国等は、役務及び工事等の発注に当たって予定価格を作成する際は、以下の点について確認を行い、予定価格の算定上、必要と認められる要素が反映されていない場合には、確実にこれを反映するものとする。

- ・ 市場調査の結果や各種統計等の最新の実勢価格
- ・ 契約期間中に通常見込まれる価格変動
- ・ 最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）
- ・ 需給の状況等による、原材料費及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）を含む）の価格変動
- ・ 消費税及び地方消費税の負担等

経 済 産 業 省

公 印 省 略
20260805 中第 7 号
令和 8 年 8 月 7 日

各都道府県知事 殿

経済産業大臣

令和 8 年熊本地震により被災した地域の中小企業・小規模事業者
に対する官公需契約における配慮について（要請）

官公需における中小企業・小規模事業者の受注機会の増大につきまして、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 4 1 年法律第 9 7 号）に基づく「令和 8 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和 8 年 4 月 2 1 日閣議決定。以下「基本方針」という。）において、国等は、被災地域等の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するための措置を講ずるものとするとしています。

つきましては、令和 8 年熊本地震により甚大な被害が発生したことを受け、地方公共団体における官公需の発注に当たり、被災地域の中小企業・小規模事業者に対し、同法第 8 条において、地方公共団体は国の施策に準じて必要な施策を講ずるよう努めなければならないと規定されていることを踏まえ、基本方針第 2 の 4（1）①から④までに定める下記の事項について、特段の配慮をいただくとともに、受注機会の一層の増大に向けた取組を改めてお願いいたします。

また、本内容に関しては、出先機関を含む庁内の契約担当窓口に至るまで周知徹底を図っていただくとともに、貴都道府県内の市区町村に対しても併せて周知いただくよう、お願いいたします。

記

1. 官公需相談窓口における相談対応

国等は、官公需相談窓口において、被災地域の中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応し、その受注機会の増大に努めるものとする。

2. 適正な納期・工期の設定及び迅速な支払

国等は、被災地域における物件等の発注に当たっては、中小企業・小規模事

業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、支払については、発注にかかる工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに行うものとする。

3. 地域中小企業の適切な評価

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、緊急性、迅速性が損なわれないよう配慮しつつ、地域の建設業者等を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる役務及び工事等において適切な地域要件の設定、地域への精通度等、地域企業の適切な評価等に努めるものとする。

4. 適切な予定価格の作成

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、当該地域における需給の状況等を踏まえ、基本方針第2の2（1）に掲げる留意点が反映された、適切な予定価格を作成するものとする。

（参考）令和8年度中小企業者による国等の契約の基本方針

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

2 官公需における価格転嫁・取引適正化のために講ずる措置

（1）適切な予定価格の作成

① 国等は、役務及び工事等の発注に当たって予定価格を作成する際は、以下の点について確認を行い、予定価格の算定上、必要と認められる要素が反映されていない場合には、確実にこれを反映するものとする。

- ・ 市場調査の結果や各種統計等の最新の実勢価格
- ・ 契約期間中に通常見込まれる価格変動
- ・ 最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）
- ・ 需給の状況等による、原材料費及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）を含む）の価格変動
- ・ 消費税及び地方消費税の負担等